

# 第88期 中間決算公告

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社 仙台銀行

代表取締役頭取 三井精一

平成20年12月30日

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	17,816	預金	712,874
コ ー ル 口 一	29,600	譲渡性預金	21,750
買入金銭債	37	借入金	8,464
有価証券	205,543	外国為替	0
貸出	498,401	その他の負債	4,522
外国為替	135	未払法人税等	189
その他の資産	4,668	リース債	10
有形固定資産	9,723	その他の負債	4,322
無形固定資産	229	退職給付引当金	160
繰延税金資産	3,675	役員退職慰労引当金	113
支払承諾	2,721	睡眠預金払戻損失引当金	58
貸倒引当	5,045	偶発損失引当金	86
		再評価に係る繰延税金負債	1,327
		支払承諾	2,721
		負債の部合計	752,078
		(純資産の部)	
		資本	7,485
		資本剰余金	5,875
		資本準備金	5,875
		利益剰余金	5,804
		利益準備金	1,609
		その他利益剰余金	4,194
		別途積立金	4,057
		繰越利益剰余金	137
		自己株式	61
		株主資本合計	19,103
		その他有価証券評価差額金	5,281
		繰延ヘッジ損益	18
		土地再評価差額金	1,589
		評価・換算差額等合計	3,673
		純資産の部合計	15,430
資産の部合計	767,508	負債及び純資産の部合計	767,508

中間損益計算書 (平成20年4月1日から  
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	9,350
	資 金 運 用 収 益	7,690
	(うち貸出金利息)	( 5,973 )
	(うち有価証券利息配当金)	( 1,552 )
	役 務 取 引 等 収 益	1,140
	そ の 他 業 務 収 益	141
	そ の 他 経 常 収 益	378
経	常 費 用	8,969
	資 金 調 達 費 用	1,344
	(うち預金利息)	( 1,018 )
	役 務 取 引 等 費 用	808
	そ の 他 業 務 費 用	890
	営 業 経 常 費 用	5,516
	そ の 他 経 常 費 用	410
経	常 利 益	381
特	別 利 益	197
特	別 損 失	4
税	引 前 中 間 純 利 益	574
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	195
法	人 税 等 調 整 額	272
中	間 純 利 益	105

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

##### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

その他 2年~20年

###### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

###### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### 5. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,362百万円であります。

###### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

###### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により  
按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

###### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

###### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 359百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,151百万円、延滞債権額は21,039百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は339百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,377百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,909百万円であります。  
なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,183百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取扱担保として、有価証券45,710百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は392百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,516百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が107,516百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日  
平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 4,844百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,300百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,760百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 2,038円22銭
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は7.47%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却327百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 13円97銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債	3,144	3,161	17
短期社債			
社債			
その他	30,225	27,745	2,479
合計	33,369	30,907	2,462

(注)時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当ございません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額（百万円）
株式	11,567	10,492	1,075
債券	152,363	150,306	2,057
国債	61,327	59,520	1,807
地方債	3,795	3,802	7
短期社債			
社債	87,240	86,983	256
その他	10,974	8,825	2,148
合計	174,906	169,624	5,281

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- 当中間期における減損処理額は、702百万円（うち株式300百万円、その他の証券402百万円）であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末日における時価が取得時価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	1,760
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	359
その他有価証券 非上場株式	429

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）  
該当ございません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）  
該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,278百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	27
減価償却超過額	151
有価証券償却	1,574
その他有価証券評価差額金	2,145
その他	477
繰延税金資産小計	7,655
評価性引当額	3,966
繰延税金資産合計	3,688
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	12
繰延税金負債合計	12
繰延税金資産の純額	3,675百万円

## 中間連結財務諸表の作成方針

### ( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2 社

会社名 仙銀ビジネス株式会社  
仙銀カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

### ( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法適用の関連法人等

該当ございません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

### ( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 2 社

中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	17,816	預渡性預金	712,681
コールローン及び買入手形	29,600	借入金	21,750
買入金銭債権	37	外国為替	8,464
有価証券	205,183	その他の負債	0
貸出	495,701	退職給付引当金	4,675
外国為替	135	役員退職慰労引当金	160
その他の資産	4,521	利息返還損失引当金	113
有形固定資産	12,241	睡眠預金払戻損失引当金	22
無形固定資産	232	偶発損失引当金	58
繰延税金資産	4,272	再評価に係る繰延税金負債	86
支払承諾見返金	2,721	支払承諾	1,899
貸倒引当	5,230		2,721
		負債の部合計	752,632
		(純資産の部)	
		資本剰余金	7,485
		利益剰余金	5,875
		自己株式	4,175
		株主資本合計	61
		その他の有価証券評価差額金	17,474
		繰延ヘッジ損益	5,281
		土地再評価差額金	18
		評価・換算差額等合計	2,390
		純資産の部合計	2,871
資産の部合計	767,235	負債及び純資産の部合計	14,602
			767,235

中間連結損益計算書 (平成20年 4月 1日から  
平成20年 9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		9,408
資金運用収益	7,727	
(うち貸出金利息)	(6,009)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,552)	
役務取引等収益	1,166	
その他業務収益	141	
その他経常収益	374	
経常費用		8,938
資金調達費用	1,344	
(うち預金利息)	(1,018)	
役務取引等費用	818	
その他業務費用	890	
その他経常費用	5,461	
その他経常費用	424	
経常利益		470
特別利益		150
特別損失		7
税金等調整前中間純利益		613
法人税、住民税及び事業税		215
法人税等調整額		283
中間純利益		114

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、其他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法  
有形固定資産(リース資産を除く)  
当行並びに連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年~50年
その他	2年~20年

無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。  
リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,362百万円であります。  
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
6. 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金の計上基準  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理(会計基準変更時差異の償却期間)
----------	--

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 利息返還損失引当金の計上基準  
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
12. 外貨建資産・負債の換算基準  
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。
13. リース取引の処理方法  
当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
  - (イ) 金利リスク・ヘッジ  
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)注 14 により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
  - (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。  
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
なお、連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。
15. 消費税等の会計処理  
当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

##### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。  
これにより、従来の方法に比べ、中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

#### 注記事項

##### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,151百万円、延滞債権額は21,164百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は339百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,426百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,082百万円であります。  
なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,183 百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債権者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取扱担保として、有価証券 45,710 百万円、現金預け金 21 百万円及びその他資産 2 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は 212 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、112,621百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が106,728百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日  
平成10年3月31日  
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,642 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,300 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,760 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 1,928 円 84 銭
14. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は 6.89%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却 327 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 15 円 16 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債	3,144	3,161	17
短期社債			
社債			
その他	30,225	27,745	2,479
合計	33,369	30,907	2,462

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	11,567	10,492	1,075
債券	152,363	150,306	2,057
国債	61,327	59,520	1,807
地方債	3,795	3,802	7
短期社債			
社債	87,240	86,983	256
その他	10,974	8,825	2,148
合計	174,906	169,624	5,281

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、702百万円(うち株式300百万円、その他の証券402百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結会計期間末日における時価が取得時価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	1,760
その他有価証券 非上場株式	429

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ございません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ございません。